**千葉市下請負の適正化に関する指導指針**

平成　７年　４月　１日制定

平成１３年　４月　１日改正

平成１５年　４月　１日改正

平成１８年　４月１０日改正

平成２１年　４月　１日改正

平成２３年　４月　１日改正

平成２４年１１月　１日改正

平成２５年１２月　１日改正

平成２７年　４月　１日改正

平成２８年　６月　１日改正

平成２９年　４月　１日改正

平成３１年　４月１７日改正

令和　２年　４月　１日改正

令和　３年　４月　１日改正

令和　４年　４月　１日改正

令和　５年　１月　１日改正

令和　７年　２月　１日改正

令和　７年　４月　１日改正

（目　的）

第１条　この指導指針は、千葉市（以下、「市」という。）が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

（定　義）

第２条　この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）建設業者

建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の許可（同条第３項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。

（２）特定建設業者

法第３条第１項第２号に掲げる者に係る同項の許可（同条第３項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。

（３）指定建設業

法第１５条第２号に規定する指定建設業をいう。

（４）元請業者

下請契約におけるすべての注文者をいう。

（５）下請業者

下請契約におけるすべての請負人をいう。

（６）主任技術者

法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。

（７）監理技術者

法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。

（８）専任特例１号

　　　法第２６条第３項第１号に規定する主任技術者又は監理技術者をいう。

（９）専任特例２号

　　　法第２６条第３項第２号に規定する監理技術者をいう。

（１０）監理技術者補佐

法第２６条第３項第２号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。

（１１）専門技術者

法第２６条の２に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

（１２）特定専門工事

　　　法第２６条の３第２項に規定する特定専門工事をいう。

（１３）所管部長

市発注工事の指導、監督等に関する事務を所掌する部長をいう。ただし、第一類事業所の場合は、その長をいう。

（１４）工事担当課長

市発注工事の指導、監督等に関する事務を所掌する課（室・所）長をいう。

（１５）契約課長

財政局資産経営部契約課長をいう。

（１６）監督職員

市が発注する建設工事の指導、監督等を行う総括監督員、主任監督員及び監督員をいう。

（合理的な請負契約の締結）

第３条　市と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも法第１９条の各号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。

２　元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和５２年４月２６日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

（一括下請の禁止等）

第４条　建設業者及び特定建設業者（以下「建設業者等」という。）は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

２　建設業者等は、不必要な重層下請を行わないこと。

（下請契約の締結の制限）

第５条　特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

（１）下請代金の額が１件５，０００万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、８，０００万円以上）である下請契約

（２）一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより下請代金の総額が５，０００万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、８，０００万円以上）である下請契約

２　元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者等以外の者と下請契約を締結してはならない。

（１）建築一式工事にあっては、工事１件の請負代金の額が１，５００万円に満たない工事又は延べ面積が１５０平方メートルに満たない木造住宅工事

（２）建築一式工事以外の工事にあっては、工事１件の請負代金の額が５００万円に満たない工事

３　元請業者は、指名停止中の者と下請契約を締結してはならない。

（技術者の適正な配置）

第６条　建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者等はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

２　市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が５，０００万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、８，０００万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

３　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号。以下「政令」という。）第２７条に定める建設工事においては、前２項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。ただし、専任特例１号及び専任特例２号又は法第２６条の５における特例を適用する場合にあってはこの限りではない。

　　なお、専任特例２号の場合は、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置かなければならない。

この場合、当該技術者は当該建設業者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。

４　前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令に定める数を超えるときは、適用し

ない。

５　第３項に定める専任の監理技術者（専任特例１号及び専任特例２号の場合を含む。）は、法第２７条の１８第１項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

６　法第２６条の３第３項から第８項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者等である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

（元請業者の義務）

第７条　元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

（１）元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聞くこと。

（２）元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要とする原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。

（３）元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。

（４）元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨及び当該事象の状況把握のための必要な情報を提供すること。

ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

（５）元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。

（６）元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から２０日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。

（７）元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から２０日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。

（８）元請業者は、当該元請業者について、法第２４条の５で規定する違反行為があるとして、下請業者が市長等にその事実を通報したことを理由として，取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。

（９）元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金を減額しないこと。

（１０）元請業者は、下請業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払うこと。

（１１）市から直接建設工事を請け負った建設業者等は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この指針に定める事項を遵守するよう指導に努めること。

（下請代金の支払条件）

第８条　下請契約における下請代金の支払いにおいては、元請業者と市との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。

（１）元請業者は、前払金の支払いを受けたときは、下請業者に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。なお、市発注工事においては、現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても、相応する額を現金で前金払するよう努めること。

（２）元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、当該支払いの対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払い額に相応する下請代金を、元請代金の支払いを受けた日から１か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

（３）特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が４，０００万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第７号の申し出の日（同号の特約がなされている場合にあっては、その一定の日。）から起算して５０日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。

（４）元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。

（５）元請業者は、下請代金の支払いをできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）については現金払いとすること。

（６）手形期間は、６０日以内で、できる限り短い期間とすること。

（７）元請業者の都合により下請代金の支払いを現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。

（８）元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金融通を業とするものをいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

（下請業者の選定）

第９条　元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第１に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

２　下請業者の選定に当たっては、市内に本店等の所在がある者を選定するよう努めるものとする。

（施工体制の把握）

第９条の２　建設業者等は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳（様式第１号又はこれに準ずるもの）、作業員名簿（様式第１－２号又はこれに準ずるもの）及び施工体系図（様式第３号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

２　前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書（様式第２号又はこれに準ずるもの）を作成し、前項の建設業者等に（数次にわたる場合には順次上位請負者を経由して市から直接請け負った建設業者等へ）提出しなければならない。

３　前項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第１項の建設業者等（以下「作成建設業者」という。）は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。

４　作成建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置き、当該工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを市に提出しなければならない。

５　作成建設業者は、施工体系図（様式第３号又はこれに準ずるもの）を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

６　建設業者等は、専任特例１号又は法第２６条の５における特例を適用する技術者を配置する場合は、建設業法施行規則第１７条の２又は第１７条の５に基づく人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、一定期間営業所で保存しなければならない。

なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができるものとする。

７　作成建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、作成建設業者に該当する旨の通知（様式第４号又はこれに準ずるもの）を行わなければならない。

８　第２項の規定による下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、再下請負通知人に該当する旨の通知（様式第４号の２又はこれに準ずるもの）を行わなければならない。

（雇用条件等の改善）

第１０条　建設業者等は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第２に定める事項について措置するものとする。

２　市から直接建設工事を請け負った建設業者等は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

３　市から直接建設工事を請け負った建設業者等以外の元請業者は、前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（下請業者選定等の届出）

第１１条　市から直接建設工事を請け負った建設業者等が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、市との請負契約締結後原則として１か月以内に下請業者選定通知書（様式第５号）により、施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。

　　なお、やむを得ない事情により施工体制台帳及び施工体系図を１か月以内に提出できない場合は、下請業者を選定し次第速やかに提出するとともに、工事打合せ簿にその理由を明記するものとする。

２　前項の届出事項に変更があったとき、当該建設業者等は、２週間以内に下請業者選定通知書を市長に届け出なければならない。

（工事担当課長等の措置）

第１２条　工事担当課長は、前条各項の下請業者に係る届出を受理したときは、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、「工事現場における施工体制の把握に関する点検要領（平成１３年４月２４日施行）」に基づき点検を行い、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

２　市長は、前項の点検又は措置の結果、施工体制が適切なものであると確認したときは、当該工事を直接請け負った建設業者等に対し、速やかにその旨の通知（様式第１０号）を行わなければならない。

３　作成建設業者は、第１項の点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

４　工事担当課長は、第１項の点検のほか、入札契約適正化法第１１条の各号のいずれかの規定に該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

５　工事担当課長は、入札契約適正化法第１１条の各号のいずれかに該当していると疑うに足りる事実又はその他の不適正な事実があるときは、第１項の点検及び前項の調査の結果を速やかに点検等報告書（様式第６号）により所管部長に報告するとともに、契約課長に報告（様式第７号）するものとする。

６　契約課長は、前項の報告書を受理した場合において、当該建設業者等に対し指名停止措置等を検討するとともに、入札契約適正化法第１１条の各号のいずれかの規定に該当する不正行為等の事実があるときは、当該建設業者等が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知（様式第８号）しなければならない。

７　契約課長は、前項のほか、建設業法に違反していると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者等が建設業の許可を受けた国土交通大臣または都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を報告することができる。

（監督職員等）

第１３条　市長は、監督職員を定め、速やかに当該工事を直接請け負った建設業者等に通知（様式第９号）を行わなければならない。また、監督職員を変更したときも同様とする。

　　　附　則

　（施行期日等）

１　この指針は、平成８年４月１日から施行し、同日以後千葉市内において発注された建設工事に適用する。

　（監理技術者の選任に関する経過措置）

２　平成８年４月１日から平成８年６月２８日までの間における第６条第４項の適用については、同項中「発注者である建設工事」とあるのは、「発注者である指定建設業に係る建設工事」と読み替えて適用する。

　　　附　則

　　この指針は、平成１３年４月１日から施行し、同日以後千葉市内において発注された建設工事に適用する。

　　　附　則

　　この指針は、平成１５年４月１日から施行し、同日以後千葉市内において発注された建設工事に適用する。

　　　附　則

　　この指針は、平成１８年４月１０日から施行し、同日以後千葉市内において発注された建設工事に適用する。

　　　附　則

　　この指針は、平成２１年４月１日から施行し、同日以後千葉市内において発注された建設工事に適用する。

　　　附　則

　　この指針は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　　この指針は、平成２４年１１月１日から施行する。

　　　附　則

　　この指針は、平成２５年１２月１日から施行し、同日以後千葉市内において発注された建設工事に適用する。

　　　附　則

　　この指針は、平成２７年４月１日から施行し、同日以後に契約が締結された建設工事に適用する。

附　則

　　この指針は、平成２８年６月１日から施行する。ただし、第１１条第１項の規定は同日以後に契約が締結された建設工事に適用する。

附　則

　　この指針は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　　この指針は、平成３１年４月１７日から施行し、同日以後に契約が締結された建設工事に適用する。

附　則

　　この指針は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　　この指針は、令和３年４月１日から施行し、同日以後千葉市内において発注された建設工事に適用する。

　　　附　則

この指針は、令和４年４月１日から施行する。

　　　附　則

この指針は、令和５年１月１日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

　附　則

この指針は、令和７年２月１日から施行する。

附　則

　　この指針は、令和７年４月１日から施行する。

 別表第１

（１）過去における工事成績が優良であること。

（２）その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。

（３）その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。

（４）その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。

（５）その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。

（６）財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。

（７）建設事業を行う事業所ごとに雇用監理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。

（８）一の事業所に常時１０人以上の建設労働者を使用している者にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

（９）建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させる恐れがないと認められること。

（１０）過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。

（１１）賃金不払いを起こす恐れがないと認められること。

（１２）現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

（１３）取引先企業に対する代金不払を起こす恐れがないと認められること。

（１４）雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付（適用が除外された建設業者等を除く。）していること。

別表第２

〈雇用・労働条件の改善〉

（１）建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

（２）適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業所に常時１０人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

（３）賃金は毎月１回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。

（４）建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。

（５）労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

〈安全・衛生の確保〉

（６）労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

（７）災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者等に報告すること。

〈社会保険等の加入〉

（８）雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

（９）法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書 （特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

〈福祉の充実〉

（１０）任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

（１１）建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

（１２）自ら使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

〈福利厚生施設の整備〉

（１３）建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

（１４）建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者等は、これに努めること。

〈技術及び技能の向上〉

（１５）建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

〈適正な雇用管理〉

（１６）雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

（１７）建設労働者の募集は適法に行うこと。

（１８）出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

〈その他〉

（１９）前各号に定める事項のほか、政令第７条の３各号に規定する法令を遵守すること。